

平成23年(ワ)第32660号 独占禁止法第24条に基づく差止請求事件
(NTT東西によるFTTHサービス参入妨害差止事件)

原 告 ソフトバンクテレコム株、ソフトバンクBB株

被 告 東日本電信電話株、西日本電信電話株

第6準備書面

平成25年1月17日

○ 東京地方裁判所 民事第8部合議係 御中

原告ら訴訟代理人



弁護士 金子 晃



弁護士 梅津 有紀



弁護士 福田 恵太



弁護士 島津 守



弁護士 栗田 祐太郎

第1 「地域IP網」と「NGN(次世代ネットワーク)」

1 被告らが提供するサービス名と設備との対応関係



被告らが提供するサービス名と設備の対応関係は次のとおりです。

Bフレッツ(含 フレッツ・光プレミアム) → 地域IP網

フレッツネクスト → NGN(次世代ネットワーク網)

※ サービス名は、被告準備書面(1)8頁、9頁の図から引用

被告NTT東日本作成資料（甲17）より引用

フレッツ光ネクスト

「Bフレッツ」と最も異なるのは、NTT東日本の次世代ネットワーク（NGN）を利用している点です。

2 平成24年11月1日弁論準備期日における被告らの主張内容

一方、被告らは、平成24年11月1日の弁論準備期日において、①「被告らが提供するサービス名（ブランド名）、すなわちBフレッツ等と設備（地域IP網とNGN）とは必ずしも一致していない」、また②「Bフレッツの契約者もNGNに移行している」旨述べているところであります。

3 2の主張に対する疑問

しかしながら、被告らによる上記2の主張は、被告らによる過去の説明（上記1）に反するのみならず、次の疑問も存するところであります。

（1）被告ら作成資料（甲16）との関係

被告らは、決算補足資料において、「フレッツ光」という項目について、更に「フレッツ光ネクスト」という下位区分を設けており、「フレッツ光ネクスト」につき独自に契約者数を算出しているところ、これは、サービス名（ブランド名）と設備とが一致しているからこそ、サービス名毎に集計を行っているものと考えられるところであります。

（2）被告らは、「Bフレッツ」の新規契約は、平成24年3月31日で打ち切ったとも主張するところ、それ以降も、「Bフレッツ」のユーザに対して、今後2年間の割引を提供する旨の営業活動を行っているものであり（甲15にねん割）、このように2つのサービス名（ブランド名）が併存する状況を維持する理由は、その内容（すなわち設備）も異なるからであると考えるのが合理的であります。

(3) 求釈明

以上のとおり、被告らのFTTHサービスにおいて設備とサービス名とは対応関係にあると考えられること、またこの点を措いても、取引単位としての2つのサービスが存在することは明らかであることから、原告らは、被告らに対して、「Bフレッツの契約者がNGNに移行している」との発言の趣旨、すなわち、この発言と地域IP網への接続拒否事由とがどのような関係にあるのかを明らかにするよう求めます。

第2 接続義務と最高裁判例との関係（再度の言及）

「NTT東日本FTTHサービス私的独占事件」の最高裁判例（甲9の3）は、次のとおり述べ、被告らに接続義務が存することを明確に認めています。

電気通信事業法（平成15年法第125号による改正前のもの。以下同じ。）によれば、電気通信回線設備を設置して電気通信事業を行う者は、電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがある場合を除き、他の電気通信事業者からその電気通信設備を当該電気通信回線設備に接続すべき旨の請求を受けたときは、その請求に応する義務を負い（38条*）、他の電気通信事業者の電気通信設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことのできない電気通信設備として総務大臣の指定を受けた電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者は、当該第一種電気通信事業者が取得すべき金額及び接続の条件について接続約款を定め、総務大臣の認可を受けなければならず、接続約款を変更しようとするときも同様である。（以下省略）

*現在の同法32条、なお下線は原告による

第3 「原告らの接続希望箇所」及び「被告らが約款に基づき提供する接続箇所」

1 接続の具体的方法

【被告準備書面（5）2頁1の項に対する反論】

原告らは、既に訴状別紙1（25頁）において、接続希望箇所（位置）を特

定しているものであります。

さらに原告らは、これに加えて、訴状別紙3（27頁）において、接続方法を、被告らが準備書面（5）4頁にて「電気通信事業法第33条第2項及び第7項に基づく第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款において、事業者が被告らN T T東西の第一種指定電気通信設備と接続するための標準的接続箇所及び技術的条件」とよぶものに沿って特定しているものであり、単に「O S Uの端子に原告らのネットワークを直接つなぐだけ」（被告準備書面（5）2頁）ではなく、原告らは、事業者ごとの振り分け機能を備えた「ルータ」あるいは同様の機能を備えた電気通信設備である「集約スイッチ」への接続を請求するところです。

2 「訴状別紙1の図」と「被告準備書面（3）18頁の図3」の関係

【被告準備書面（5）2頁2の項に対する反論】

被告準備書面（3）18頁の図3は必ずしも詳細でないため、両者の差異（原告らが求める接続箇所等と現在被告らが約款により定める接続箇所との差異）を明らかにするため、訴状別紙1の図を改定し、本書の末尾に添付します。

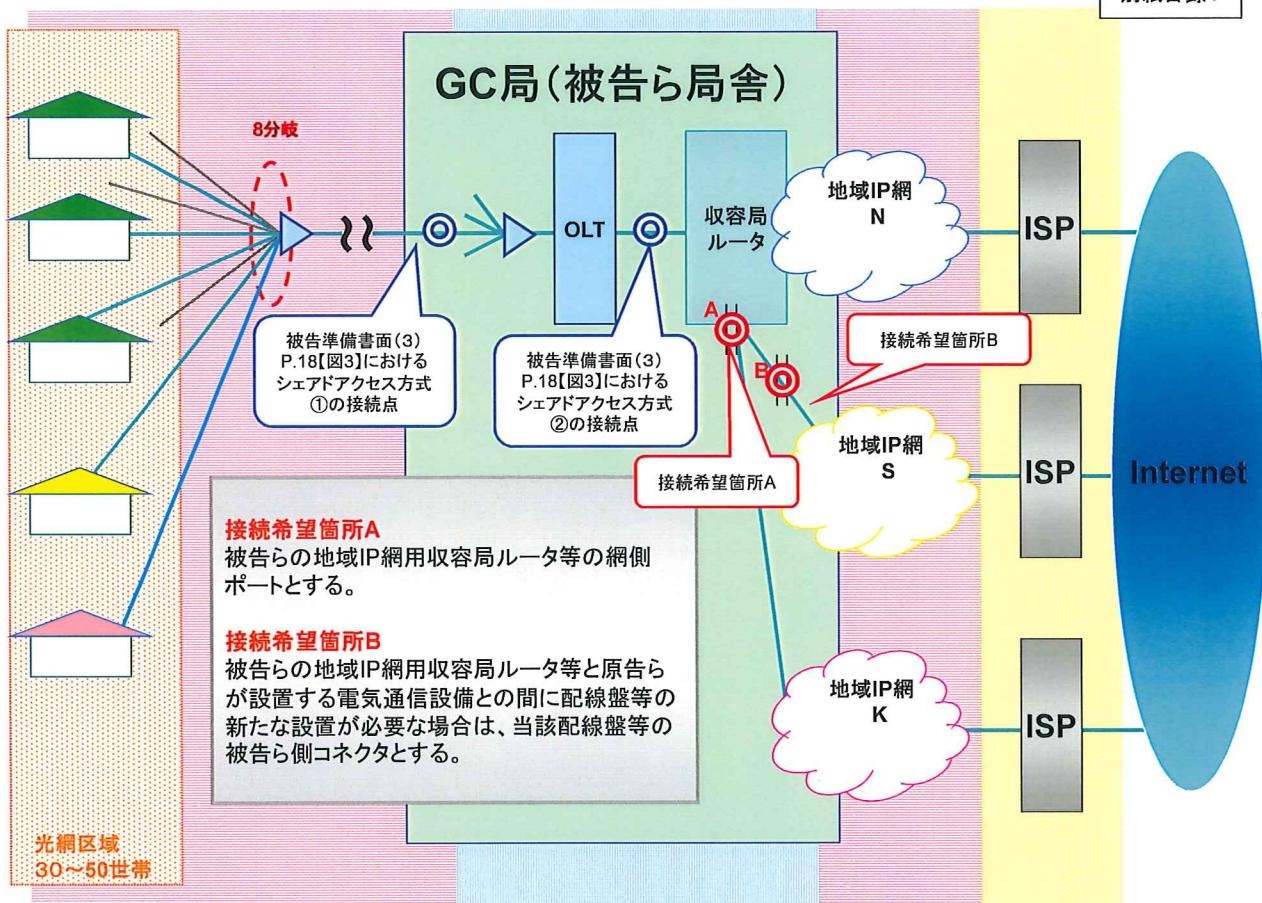
3 「被告らが約款に基づき提供する接続箇所」では原告らの請求を満たさない理由

「被告らが約款に基づき提供する接続箇所では原告らの請求を満たさない理由」は「原告らがO S U共用を求める理由」と同じであり、原告第3準備書面4頁以降を援用します。

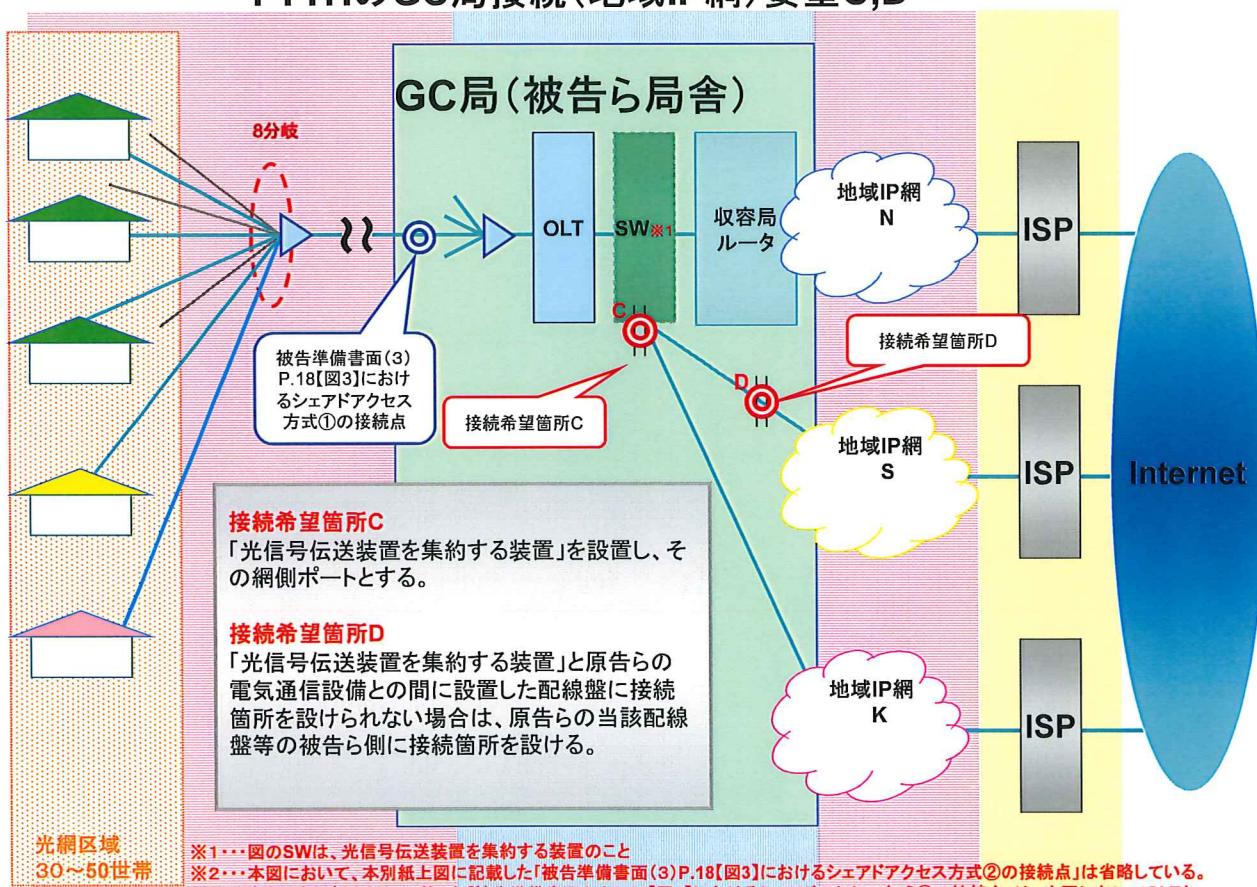
以上

FTTHのGC局接続(地域IP網)要望A,B

別紙目録1



FTTHのGC局接続(地域IP網)要望C,D



*1…図のSWは、光信号伝送装置を集約する装置のこと

*2…本圖において、本別紙上図に記載した「被告準備書面(3)P.18【図3】におけるシェアドアクセス方式②の接続点」は省略している。

なお、本別紙上図に記載した「被告準備書面(3)P.18【図3】におけるシェアドアクセス方式②の接続点」は、本圖においてOLTと収容局ルータの間に位置するが、SWの前後を問わない。